

※**㊦**マークの記載があるイベントは参加申し込みが必要です。

伊賀市人権学習企業等 連絡会新規会員募集



伊賀市人権学習企業等連絡会（人企連）は、市内に事業所のある企業や団体など 85 事業者（9 月末日現在）で構成され、あらゆる差別の撤廃と、一人ひとりの人権が尊重され、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる地域社会の実現を目的に活動しています。

会員が互いに連携し、住民、地域団体、行政などと協働し、ワークライフバランスやハタラクカタ応援宣言、イクボス講座などさまざまな取り組みを行っています。

ぜひ一緒に活動しませんか。

【実施事業】

- 新入社員、経営者、人事担当者などの研修
- 人権啓発に関する事業 など

【年会費】

- 市内に単一の事業所の場合 3,000 円
- 市内に複数の事業所がある場合
 - ・従業員の合計が 50 人未満 3,000 円
 - ・従業員の合計が 50 人以上 100 人未満 5,000 円
 - ・従業員の合計が 100 人以上 10,000 円

【問い合わせ】

伊賀市人権学習企業等連絡会事務局
(商工労働課内)
☎ 22-9669 FAX 22-9695

お詫びと訂正



広報いが 11 月号 25 ページのまちかど通信「伊賀市国際交流フェスタ 2022」の記事に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

正) 伊賀琉真太鼓

【問い合わせ】 伊賀市国際交流協会
☎ 070-4455-4900 FAX 22-9631



過疎地域における 固定資産税の特例



伊賀市過疎地域持続的発展計画で産業振興促進区域に指定された地域で、一定の要件を満たす場合、固定資産税の課税免除を受けることができます。

【対象地域】 島ヶ原地域、阿山地域、大山田地域、青山地域

【対象者】

青色申告をしている法人または個人
【対象業種】 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く。）

【対象要件】

業種により資本金額または取得した設備の価額など要件が異なります。

【免除対象資産】

- 家屋…建物とその附属設備のうち、直接事業の用に供する部分
- 償却資産…機械と装置のうち、直接事業の用に供する部分
- 土地…家屋・償却資産の敷地で直接事業の用に供する部分（取得 1 年以内に家屋の建設に着工した場合に限る。）

【課税免除期間】

固定資産税を課すべき最初の年度から 3 年度分

【申請方法】

所定の申請書に必要書類を添えて正副 2 通を提出

【申請期限】

課税免除を受けようとする各年度の初日の属する年の 1 月 31 日まで
※詳しくは市ホームページをご確認ください。

【問い合わせ】 課税課

☎ 22-9614 FAX 22-9618

確定申告会場変更の お知らせ



令和 4 年分の確定申告会場は、これまでの DMGMORI アリーナ（旧：ゆめドームうえの）から「ヒルホテル サンピア伊賀」に変わります。

なお、詳細は広報いが 1 月号でお知らせします。

【問い合わせ】

- 上野税務署 ☎ 21-0950
- 課税課 ☎ 22-9613 FAX 22-9618

償却資産申告書を 提出してください



償却資産とは、工場や商店の経営者や駐車場・アパートを賃貸している人が、事業のために使用する土地・建物以外の有形資産をいいます。

例えば、一般家庭のミシンは課税対象となりませんが、縫製工場などで使用している場合は償却資産として課税対象となるため、収益の有無に関係なく申告が必要です。

【対象者】

市内で事業を行っているすべての法人・個人

【課税対象】

- 構築物
- 機械・装置
- 車両・運搬具
- ※自動車税・軽自動車税の対象となる車両は除く。
- 工具・器具・備品

【申告書の入手方法】

対象者には 12 月中旬に申告書を発送します。届かない場合はご連絡ください。申告書は市ホームページからもダウンロードできます。

【提出方法】

申告書に必要事項を記入の上、下記まで。詳しくは市ホームページをご覧ください。
※便利な電子申告（eLTAX）もご利用いただけます。

【提出期限】 1 月 31 日(火)

※締め切り間際は申告が集中するため、早めの申告をお願いします。

【提出先・問い合わせ】 課税課

☎ 22-9614 FAX 22-9618



＼26 ページの答え！

①伊賀上野

貞享 4 年（1687）暮れ、故郷伊賀上野の兄の家に戻った芭蕉翁は、なき父母を慕い、故郷への思いを込めて詠んだものです。

※設問と回答は「伊賀学検定 370 問ドリル」（上野商工会議所発行・伊賀学検定実施委員会編集）から抜粋

パブリックコメント (ご意見) 募集



◆伊賀市文化財保存活用地域計画(中間案) 市では、文化財を守り未来へ引き継ぐために、地域全体でその継承に取り組み、文化財を活用し魅力ある地域づくりの実現に向け「伊賀市文化財保存活用地域計画」を策定しています。策定にあたり、市民の皆さんのご意見を募集します。

【閲覧場所】

- 文化財課
- 各支所
- 各地区市民センター
- 市ホームページ

【受付期間】

12 月 1 日(木)～1 月 6 日(金) ※必着

【提出方法】 住所・氏名・電話番号・件名（「伊賀市文化財保存活用地域計画」・該当箇所とそれに対する意見内容を明記の上、下記まで。インターネットからも提出できます。持参の場合は、各支所、各地区市民センターでも受け付けます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※提出いただいた意見は、計画作成の参考資料とし、市ホームページなどで公表します。
※個別の回答は行わず、意見は返却しません。

【提出先・問い合わせ】 文化財課

☎ 22-9678 FAX 22-9667
✉ bunkazai@city.iga.lg.jp

パブリックコメント 募集の延期



広報いが 11 月号 13 ページでお知らせした第 4 次人権施策総合計画（中間案）のパブリックコメント（ご意見）の募集は、都合により延期します。

【問い合わせ】 人権政策課

☎ 22-9683 FAX 22-9641

自衛官採用試験情報

【問い合わせ】

自衛隊三重地方協力本部伊賀地域事務所
☎ 21-6720

あなたと家族をつなぐ 相続登記



◆相続登記・遺産分割登記を進めましょう

○相続登記の申請が義務化されます
令和 6 年 4 月 1 日から、相続（遺言も含む。）によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から 3 年以内に相続登記の申請をしなければいけません。

また、遺産分割の話し合いがまとまり、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から 3 年以内に、その内容を踏まえた相続登記の申請をしなければならないこととされました。

正当な理由がないのにこれらの義務を果たさないと、10 万円以下の過料の対象となります。

○相続手続きに便利！「法定相続情報証明制度」

戸籍などの書類をもとに法務局が法定相続人を確認し、無料で発行する公的証明書です。

相続登記はもちろん、預貯金の払戻しや相続税の申告など、さまざまな相続手続きで利用できます。

戸籍の束を何度も出し直す必要がなくなり、複数の機関で同時に相続手続きができます。

○預けて安心！「自筆証書遺言書保管制度」

令和 2 年 7 月から、自分で書いた遺言書を法務局で保管できる自筆証書遺言書保管制度が始まりました。遺言書が発見されなかったり、書き換えられたりするトラブルを防ぐことができます。ご自身の財産を大切な人に確実に引き継ぐためにも、遺言書を法務局に保管させませんか。

【問い合わせ】 津地方法務局伊賀支局

☎ 21-0804

「広報いが」の点字版・録音版を発行しています

希望される場合はお問い合わせください。

【問い合わせ】 障がい福祉課

☎ 22-9657 FAX 22-9662
✉ shougai@city.iga.lg.jp

2 次元コードから詳しい情報が見られます。

お知らせ

12 月は明るい選挙 推進強調月間です



政治家の寄附行為は法律で禁止されています。伊賀市明るい選挙推進協議会では「贈らない、求めない、受け取らない」の「三ない運動」を進めています。

◆寄附行為に該当すること（例）

- 冠婚葬祭などで、花輪や供花などの贈答品を贈る。
- 町内会の集会や旅行、地域の行事などへ、寸志や飲食物の差し入れをする。
- 入学、卒業、就職、出産などのお祝いに金品を贈る。
- お歳暮・お年賀などを贈る。

不正を防ぐには、政治に携わる人だけでなく、有権者一人ひとりが認識を深めることが大切です。みんなでルールを守り、公平公正な選挙を実現しましょう。

【問い合わせ】

伊賀市明るい選挙推進協議会事務局
(総務課内)
☎ 22-9601 FAX 22-9672

城之越遺跡大溝の シート養生



露出展示の大溝遺構の凍結による破損劣化を防止するため、シートで保護します。このため、次の期間は大溝を見学することはできません。見学を希望する皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【大溝保護期間】

12 月 20 日(火)～3 月 20 日(月)
【休園日】 毎週月～木曜日・年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)
※期間中の毎週金～日曜日は無料で入園できます。

【問い合わせ】

- 文化財課
☎ 22-9678 FAX 22-9667
- (公財)伊賀市文化都市協会
☎ 22-0511